

外国人住民向け魅力紹介・ルール周知啓発動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

外国人住民向け魅力紹介・ルール周知啓発動画制作業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年10月30日(金)まで

3 業務目的

主に来仙直後の地域事情に不慣れな外国人住民を対象に、仙台ならではの魅力(プロスポーツ、食べ物、イベント、文化・歴史等)を紹介するとともに、宮城県警と連携しながら日常生活に必要なルールや慣習について親しみやすいマスコットキャラクターを用いて周知・啓発する、ショート動画を制作するもの。

4 業務内容

仙台市公式動画チャンネル「せんだい Tube」掲載及び令和8年度秋の特設転入窓口等にて放映する外国人住民向け魅力紹介・ルール周知啓発動画について企画・制作する。

動画制作にあたっては令和7年度に実施した外国人住民実態調査において「やさしい日本語で情報がほしい」「書類がやさしい日本語や多言語で書いていないので困った」という回答が多かったことをふまえ、やさしい日本語を用いる。

(1) 制作物

- | | |
|--|-------|
| ① 仙台ならではの魅力(食べ物、イベント、文化・歴史等)・
仙台で活動しているプロスポーツ団体紹介動画 | 1本 |
| ② テーマ別ルール周知・啓発動画 | 5本 |
| ③ ①②をまとめた動画 | 1本 |
| ④ サムネイル | 1本 |
| ⑤ 周知用チラシ(日英併記) | 1パターン |

(2) 規格等

- 規格は下表のとおりとする。

項目	①	②	③	④	⑤
動画尺	1～3分程度	1～3分程度	-	-	-
拡張子	mp4	mp4	mp4	png	PDF
アスペクト比・サイズ	16:9	16:9	16:9	16:9	A4

- 動画内の発話についてはやさしい日本語で行うこと。
- 動画は、音声がなくとも理解できるよう、ナレーション等すべての発話についてやさしい日本語と英語で字幕及び要点のテロップを挿入すること。また、ローマ字による字幕及び要点のテロップを挿入したものを別途作成すること。
- 動画への音声素材の使用については、原則としてオリジナルかフリー音源を使用する等、著作権その他法的な問題が発生しないものを使用すること。

- ・ 出演は以下のプロスポーツ 4 団体のマスコットキャラクターを必須とし、宮城県警マスコットキャラクター(みやぎくん)を用いることも可能とする。なお、プロスポーツ4団体のマスコットキャラクターの出演料については委託者が負担することとする。
【プロスポーツ団体マスコットキャラクター】
 - ・ベガッ太(ベガルタ仙台)
 - ・クラッチ(東北楽天ゴールデンイーグルス)
 - ・ティナ(仙台 89ERS)
 - ・マイビィ(マイナビ仙台レディース)
- ・ 上記以外の出演者の起用も可能とするが、肖像権その他法的な問題が発生しないようにすることとし、権利処理等の一切の手続きについては受託者が行うこと。
- ・ 動画制作にあたっては、プロスポーツ団体より本市が提供を受ける素材(動画、静止画)又はプロスポーツ団体と協議の上新たに撮影する素材を用いることとする。その他、プロスポーツ団体との協議の上、受注者が所有している映像素材を使用することも可能とする。
- ・ マスコットキャラクターの撮影は最大2日間とし、撮影に係る日程等の調整一切については受託者で行う。
- ・ 動画制作で取り扱うルールや慣習の内容については、委託者が提示するものとする。

5 納品期限

成果物	形式・部数	納品期限
動画一式(字幕別 計16本)・周知用チラシ	電子ファイル 1部	令和8年9月15日

6 納品先

成果物の納品先は、以下のとおりとする。

仙台市まちづくり政策局政策企画部ダイバーシティ推進課

住所:〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 2階

電話:022-214-8919(直通)

E-mail:mac001660@city.sendai.jp

7 業務遂行上の留意点

(1) 届出及び報告

受注者は、下記の事由が発生した場合には、速やかに発注者に届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

- ・ 業務履行体制の変更を行う場合
- ・ 業務履行に際して事故が発生した場合
- ・ 発注者から届出又は報告を求められた場合

(2) 注意義務

受注者は、本業務遂行上、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合に、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

8 所有権・著作権

- (1) 本業務の実施により委託者に納品した監修結果等の所有権・著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)、その他一切の権利は発注者に帰属し、受託者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等を利用する場合は、その利用に関する一切の責任を負うものとする。

9 留意事項

- (1) 動画作成に当たっては、来日直後の外国人を対象としているものであることを前提とし、伝わりやすいものとする。
- (2) 撮影に使用する小道具の手配や日程調整、熱中症対策含む各種対応については、受託者で行うこと。
- (3) 発注者は受託者の業務実施に当たり、本仕様書に反した場合、委託契約額の全部又は一部を返還させる権利を有するものであること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては事前に発注者と協議を行うとともに、委託者の求めに応じて、業務の実施状況を適宜報告すること。
- (5) 業務遂行上、トラブルが発生した際には、発注者と連携のうえ、速やかに解決を図ること。
- (6) 委託契約により受託者が知りえた業務に関する情報については、受託者はこの業務に従事する者すべてに対して守秘義務を課すこと。この守秘義務については、本業務終了後においても同様に継続するものとする。
- (7) 納品後の成果物に関する不備等の修正については、受託者が契約期間中に対応すること。
- (8) 委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがある。

10 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ、定めることとする。